



国外転出時課税制度(いわゆる「出国税(Exit Tax)」)の創設

執筆者: 北村 導人、柴田 英典

今月のニューズレターでは、平成 27 年度税制改正(以下「**本改正**」といいます。)において創設された国外転出時課税制度(いわゆる「出国税(Exit Tax)」)について、その概要と実務上の留意点を解説します。

1. はじめに

(1) 制度の概要

国外転出時課税制度とは、下記 2.以下で説明するとおり、下記①～③の時ににおいて一定の居住者(以下、国外転出時課税制度の適用対象となる者を「**対象者**」といいます。)が時価合計額 1 億円以上の有価証券等の一定の資産(以下、国外転出時課税制度の適用対象となる資産を「**対象資産**」といいます。)を所有等している場合に、当該①～③のそれぞれの時に対象資産の譲渡又は決済があったものとみなし、対象資産の未実現の含み損益を実現したものとみなして課税をするという制度です。

- | |
|--|
| ① 対象者が国外転出をする時 |
| ② 対象者が非居住者へ対象資産の全部又は一部を贈与する時 |
| ③ 対象者が死亡し、相続又は遺贈により非居住者である相続人又は受遺者が対象資産の一部又は全部を取得する時 |

上記①、②及び③の時の課税はそれぞれ「国外転出時課税」、「国外転出(贈与)時課税」、「国外転出(相続)時課税」と呼ばれ、これらは「国外転出時課税制度」と総称されます。

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

(2) 導入の経緯

本改正前は、租税条約上、株式等の譲渡所得については株式等を売却した者の居住地国に課税権があるとされている(源泉地国での課税は免税とされることが多い)ことから¹、これを利用して、多額の含み益を有する株式等を保有したまま、香港等のキャピタルゲイン非課税国に移住し、これらの国の居住者(日本から見ると非居住者)となった後に当該株式等を売却することにより我が国における譲渡所得課税を逃れるということが行われることがありました²。2014年9月16日に公表されたBEPS行動計画に関する第一弾の報告書の行動6「租税条約の濫用防止」において出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例が租税回避防止措置(二重非課税の防止)として位置づけられていること³を踏まえ、我が国でも、上記のような課税逃れを防止する措置として当該特例の導入が検討され⁴、本改正により国外転出時課税制度が創設されました。

なお、このように国外転出時に未実現のキャピタルゲインに対して特例的に課税する措置は、対象となる資産の範囲等に差異はあるものの、ドイツ、フランス、ニュージーランド、オランダ、オーストラリア、米国及び英国等で既に導入されています。

2. 国外転出時課税

(1) 国外転出時課税の内容

「国外転出時課税」とは、国外転出(①)をする時点で時価合計額⁵1億円以上の有価証券等の対象資産(②)を所有等⁶している対象者(③)に対して、国外転出の時に、一定の価額(④)で対象資産の譲渡又は決済(以下「譲渡等」といいます。)があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額(以下「譲渡所得等の金額」といいます。)が計算され、対象者に所得税が課税されるという制度です(本改正後の所得税法(以下「新所得税法」といいます。)⁶⁰条の2)。

以下では、国外転出時課税の要件①乃至④について、より詳しく説明します。

① 国外転出

国外転出時課税は、国外転出時における対象資産の価額合計額⁷が1億円以上である居住者が国外転出をする時に、当該対象資産を譲渡等したものとみなして課税する制度であるため、同制度の課税対象者及び課税時期を決定する上で「国外転出」の意義を明らかにすることが極めて重要です。この点、「国外転出」とは、「国内に住所及び居所を有しないこととなること」と定義されています(新所得税法60条の2第1項)。ここで、「住所」とは、民法22条に定める「各人の生活の本拠」をいい(国内に「生活の本拠」があるかどうかは、例えば、住居、職業、資産の所在、親族の居住状況、国籍等の客観的事実によって判断されることとなります。)⁸、「居所」とは、「一時的に居住するだけでは足りず、生活の本拠という程度には至らないものの、個人が相当期間継続して

¹ OECDモデル租税条約においては、原則として株式等のキャピタルゲインは、居住地国が排他的に課税権を有しています(13条5項)。但し、不動産の譲渡に関する源泉地国(不動産の所在地国)における課税(13条1項)の回避を防止するため、資産価値の50%超が直接又は間接に源泉地国の不動産である法人の株式等については、源泉地国(不動産の所在地国)にも課税権が認められています(13条4項)。なお、租税条約の中には、日英租税条約13条3項や日星租税条約13条4項(b)のように、いわゆる事業譲渡類似株式のキャピタルゲインについても源泉地国に課税権を認めるものもあります。

² また、下記6.(1)で説明するとおり、相続人又は受贈者と被相続人又は贈与者の双方が、相続開始又は贈与前5年以内のどの時点においても日本国内に住所を有していない場合、相続人又は受贈者が日本国籍を有している場合であっても、国外財産の相続及び贈与は相続税及び贈与税の対象とはされていないことから、これを利用するために、相続税又は贈与税を逃れるための海外移住が近年増加していたという背景も制度創設に関係していたものと考えられます。

³ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project “Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances” ACTION 6: 2014 Deliverable 91頁。

⁴ 平成26年10月21日税制調査会(第5回基礎問題小委員会)議事録23頁以下。

⁵ 但し、国外転出前に確定申告書の提出をする場合には、原則として国外転出予定日の3か月前の日における価額となります。

⁶ 「所有等している」とは、新所得税法60条の2第1項に定める有価証券等については、当該有価証券等を所有していることをいい、同条2項に定める未決済信用取引等及び同条3項に定める未決済デリバティブ取引については、これらの取引等に係る契約を締結していることをいいます。

⁷ 但し、国外転出前に確定申告書の提出をする場合には、原則として国外転出予定日の3か月前の日における価額となります。

⁸ 最判平成23年2月18日集民第236号71頁。

居住する場所」をいいます⁹。それ故、海外への短期出張や短期滞在等の場合は「国外転出」には該当しませんが、他方で、所得税法上、「居住者」は「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」、「非居住者」は「居住者以外の個人」とそれぞれ定義されている(同法2条1項3号及び5号)ことからすれば、我が国の所得税法上「居住者」から「非居住者」になる場合には、その時点で「国外転出」に該当するものと考えられます。

② 対象資産

国外転出時課税の課税対象となる資産は、有価証券(所得税法2条17号所定の有価証券¹⁰)であり、国債、地方債、株式、新株予約権、社債等の他、外国債や外国法人発行の株式・社債が含まれます。匿名組合契約の出資持分(以下「有価証券等」といいます。)、未決済の信用取引・発行日取引(以下「未決済信用取引等」といいます。))及び未決済のデリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))とされています(新所得税法60条の2第1項、2項、3項)。

③ 対象者

国外転出をする居住者で、以下のいずれにも該当する者が、対象者となります(新所得税法60条の2第5項)。

- (a) 国外転出時に所有等をしている対象資産の下記④の価額(時価)の合計額が1億円以上であること
- (b) 国外転出の前10年以内において、国内在住期間¹¹が5年を超えていること

④ 対象資産の価額

上記のとおり国外転出時課税は、合計1億円以上の対象資産を有する居住者が対象者となりますが、合計1億円以上であるか否かを判定するために用いられる対象資産の価額(更には、譲渡所得等の金額の計算においても当該価額で譲渡したものとみなされます。))は以下のとおりです(新所得税法60条の2第1項乃至3項)。

- (a) 国外転出後に確定申告書の提出をする場合
 - (i) 有価証券等については、国外転出の時の価額に相当する金額
 - (ii) 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、国外転出の時に決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額
- (b) 国外転出前に確定申告書の提出をする場合
 - (i) 有価証券等については、国外転出予定日から起算して3か月前の日における価額に相当する金額
 - (ii) 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、国外転出予定日から起算して3か月前の日に決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

以上のとおり、確定申告書の提出時期が国外転出の前であるか後であるかにより、対象資産の価額合計額を算定する時点が異なるため、実務上は、国外転出予定日から起算して3か月前の日における価額が1億円以上となっているか否か等を踏まえて、確定申告書の提出時期を検討することも考えられます。

⁹ 神戸地判平成14年10月7日税務訴訟資料252号順号9208。なお、同神戸地裁は、「居所」も民法22条(平成16年の民法改正後は23条)に定める居所と同様に解すべきと判示しています。

¹⁰ 金融商品取引法2条1項に規定する有価証券その他これに準ずるものとして所得税法施行令4条で定めるものとされています。

¹¹ 「国内に住所又は居所を有していた期間」が基本となりますが、この期間の算定に当たっては、国内在住期間の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間は含まないこととされています(本改正後の所得税法施行令(以下「新所得税法施行令」といいます。))170条2項)。

(2) 国外転出の日から5年(10年)以内の帰国等

国外転出の日から5年を経過する日までに対象者が帰国¹²した場合、帰国した日から4か月以内に更正の請求をすれば、帰国の時まで引き続き有していた対象資産について、国外転出時課税の適用がなかったこととすることができます(新所得税法60条の2第6項1号、153条の2第1項)。

また、国外転出の日から5年を経過する日までに、対象者が対象資産を居住者に贈与した場合や、対象者が死亡し、相続又は遺贈により、対象資産の相続人及び受遺者の全てが居住者となった場合にも、同様に、これらの事実が生じた日から4か月以内に更正の請求をすれば、当該対象資産について国外転出時課税の適用がなかったこととすることができます(新所得税法60条の2第6項2号、3号、153条の2第1項)。なお、下記(3)で述べる納税猶予の特例を受け、納税猶予期限を10年に延長する旨の届出書を提出している場合には、前記の「5年」という期間制限は、「10年」に延長されます(新所得税法60条の2第7項)。

(3) 納税猶予の特例

① 納税猶予の特例の内容

国外転出時課税は、未実現の含み損益を実現したものとみなして課税をするものであり、納税資金がない場合も想定されます。そのため、国外転出の時までに国税通則法117条2項の規定による納税管理人の届出をし、一定の担保¹³を供する等の一定の手続を行った場合、国外転出の日から5年を経過する日までの間、納税義務が猶予されます(新所得税法137条の2第1項)。

また、長期海外滞在が必要な場合には、国外転出の日から5年を経過する日までに納税猶予の期限を延長する旨の届出書を所轄税務署に提出することにより、納税猶予の期間を更に5年延長することができます(新所得税法137条の2第2項)。

なお、納税猶予の特例を受けた場合であっても、納税猶予が終了した場合には、納税を猶予されていた所得税のみならず、納税猶予期間に応じて利子税¹⁴を納付することが必要となります(新所得税法137条の2第12項1号)。但し、納税猶予期間の満了日において、対象資産の価額が上記(1)④の価額よりも下落している場合には、納税猶予期間の満了日から4か月以内に更正の請求をすることで、国外転出の時に納税猶予期間の満了日の価額で譲渡したものとみなして、所得税の再計算をすることができます(新所得税法60条の2第10項、153条の2第3項)。

② 納税猶予期間中の対象資産の譲渡等

納税猶予期間中に対象資産の譲渡等又は贈与をした場合には、当該譲渡等をした部分に対応する所得税及び利子税を当該譲渡等又は贈与があった日から4か月以内に納付する必要があります(新所得税法137条の2第5項、12項2号)¹⁵。

なお、この場合、当該譲渡等については、原則として上記(1)④の金額を基準として所得税の計算がされますが、当該譲渡等の価額が、上記(1)④の価額よりも下落していた場合、当該譲渡等の日から4か月以内に更正の請求をすることで、その下落した価格で国外転出時課税の申告をした年分の所得税の再計算をすることができます(新所得税法60条の2第8項、153条の2第2項)。

③ 納税猶予期間中の死亡

納税猶予期間中に国外転出をした者が死亡した場合、その相続人は納税が猶予された所得税の納付義務を承継しますが(新所得税法137条の2第13項)、当該相続人について納税猶予の特例の適用があったものとみなされるため(新所得税法施行令第266条の2第7項)、当該納税義務は、引き続き猶予されることとなります。

¹² 「帰国」とは、国内に住所を有し、又は引き続いて1年以上居所を有することとなることとされています(新所得税法60条の2第6項1号括弧書)。

¹³ 担保としては、国債、地方債、不動産、税務署長が確実に認める有価証券及び保証人の保証並びに金銭等があります(国税通則法50条)。

¹⁴ 平成27年1月1日から平成27年12月31日までの利子税の割合は年1.8%とされています(本改正後の租税特別措置法93条1項、2項、財務省告示第386号)。

¹⁵ この場合、対象資産の贈与の相手が居住者であれば、上記(2)のとおり、国外転出時課税の適用がなかったこととすることができます。

(4) 二重課税の調整

① 外国税額控除

納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した場合においては、我が国においては、上記(3)②のとおり、所得税の納付義務が発生する一方で、居住地国(国外転出先の国)においても譲渡所得に対する課税がなされる場合があります。この場合に二重課税が生じないようにするため、当該国外転出先の国において対象資産の税務上の簿価のステップアップ¹⁶がされる場合がありますが、対象資産の税務上の簿価のステップアップがなされない場合には二重課税が生じることとなります。そのため、後者のような場合には¹⁷、外国税額控除制度により、外国所得税を納付することとなる日から4か月以内に更正の請求をすることで、二重課税を調整することができます(新所得税法 95 条の 2 第 1 項、153 条の 5)。

② 外国から日本国内に転入した場合の二重課税調整

外国から日本国内に転入した場合、国外転出時課税を定める規定に相当する外国の法令の規定(以下「**外国転出時課税の規定**」といいます。)の適用により、当該外国において未実現のキャピタルゲインに対する課税がなされることがあります。このような場合において二重課税が生じることを防ぐため、居住者が外国転出時課税の規定を受けた対象資産の譲渡等をした場合、税務上の簿価がステップアップされたものとして税額の計算がされます(新所得税法 60 条の 4)。

3. 国外転出(贈与)時課税

(1) 国外転出(贈与)時課税の内容

国外転出(贈与)時課税とは、贈与をする時点で時価合計額 1 億円以上の対象資産を所有等している居住者で、贈与の日前 10 年以内において国内在住期間が 5 年を超えている者が非居住者に対して対象資産の全部又は一部を贈与した場合、贈与時における価額に相当する金額で対象資産の贈与又は決済があったものとみなされ、贈与者に所得税が課税されるという制度です(新所得税法 60 条の 3 第 1 項乃至 3 項、5 項)。この場合、受贈者には、贈与税が課されますが、受贈者が所有等することとなる対象資産の税務上の簿価は、ステップアップがなされます(新所得税法 60 条の 3 第 4 項)。

(2) 受贈者の帰国・納税猶予の特例

受贈者が帰国した場合の課税関係や納税猶予の特例については、上記 2.(1)及び(2)と同様のものとなります。

4. 国外転出(相続)時課税

(1) 国外転出(相続)時課税の内容

国外転出(相続)時課税とは、相続又は遺贈(以下「**相続等**」といいます。)があった時点で時価合計額 1 億円以上の対象資産を

¹⁶ 一般に、「ステップアップ」とは、ある資産の税務上の帳簿価額(簿価)を引き上げることをいいます。

¹⁷ もっとも、国外転出先の国において対象資産の税務上の簿価のステップアップがなされた上で課税がされる場合にも外国税額控除制度の適用自体はありますが、新所得税法 95 条の 2 第 1 項により同法 95 条 1 項を適用するに当たり納付したものとみなされる金額(以下「**外国所得税納付額**」といいます。))は、原則として、外国所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で所得税法施行令 221 条に定めるもののうち、住所、居所、国籍等を有することにより住所、居所、国籍等を有する国又は地域において課されるもの)の額から、対象資産の譲渡等がないものとした場合における外国所得税の額を控除した金額とされています(新所得税法施行令 226 条の 2 第 1 項)。このように、外国所得税納付額は、国外転出先の国において対象資産の税務上の簿価のステップアップがなされた場合には、ステップアップ後の簿価を前提に計算がされるため、二重課税の防止に必要な限度で外国税額控除がされることとなっています。

所有等している居住者で、相続等があった日前 10 年以内において国内在住期間が 5 年を超えている者が死亡し、非居住者が対象資産の全部又は一部を相続等により取得した場合、相続等があった時における価額に相当する金額で対象資産の相続等があったものとみなされ、被相続人又は遺贈者に所得税が課税されるという制度です(新所得税法 60 条の 3 第 1 項乃至 3 項、5 項)。この場合、相続人又は受遺者には、相続税が課されますが、相続人又は受遺者が所有等することとなる対象資産の税務上の簿価は、ステップアップがなされます(新所得税法 60 条の 3 第 4 項)。

(2) 相続人等の帰国・納税猶予の特例

相続人等が帰国した場合の課税関係や納税猶予の特例については、上記 2.(1)及び(2)と同様のものとなります。

5. 国外転出時課税制度の施行時期

国外転出時課税、国外転出(贈与)課税及び国外転出(相続)課税は、それぞれ平成 27 年 7 月 1 日以降に国外転出をする場合、贈与をする場合及び相続又は遺贈があった場合に適用されます(改正附則 7 条、8 条)。

6. 国外転出時課税制度創設による実務的影響と課題

(1) 国外転出時課税制度創設による実務的影響

我が国の租税法上、被相続人又は贈与者(以下「被相続人等」といいます。)と相続人又は受贈者(以下「相続人等」といいます)の双方が、相続開始前又は贈与前 5 年以内のどの時点においても日本国内に住所を有していない場合には、相続人等が日本国籍を有している場合であっても、国外財産の相続及び贈与は相続税及び贈与税の対象とはされておりません(相続税法 1 条の 3 第 1 項 3 号、1 条の 4 第 1 項 3 号¹⁸、2 条 2 項、2 条の 2 第 2 項)。また、所得税法上、非居住者が国外財産を譲渡した場合には、原則として我が国の所得税は課されず、国内財産を譲渡した場合は、株式等に関しては、事業譲渡類似株式や不動産関連法人株式の譲渡等の一定の限定された場合のみが譲渡所得課税の対象とされています(所得税法 161 条 1 号、所得税法施行令 280 条 2 項各号、291 条 1 項 3 号ロ、4 号等)¹⁹。それ故、近年、特に富裕層の相続対策や事業承継対策のため(我が国の相続税、贈与税及び譲渡所得課税が課されることを回避するため)、被相続人等となる者と相続人等となる者の双方が相続税や贈与税の課税制度がない国に移住し、当該国において 5 年を超えて住所を有した後に、両者の間で贈与が行われること、又は被相続人等となる者がキャピタルゲイン非課税国に移住し、譲渡が行われることがありました。

今般の国外転出時課税制度の導入により、居住者が国外転出する時に対象資産(国内財産及び国外財産の双方を含みます。)の未実現の含み益は実現したものとみなされ、我が国で譲渡所得課税が課されることから、その際の税負担を考慮して、上記の動きには一定の歯止めがかけられるものと思われます。もっとも、平成 25 年度税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以降、我が国における相続税や贈与税の負担は更に重くなっているため(最高税率はいずれも 55%)、国外転出時課税制度により(譲渡損失が生じるに過ぎない場合²⁰は勿論のこと)譲渡所得課税が課せられたとしても、なお、相続税や贈与税の負担軽減等のため、相続税や贈与税の課税制度がない国やキャピタルゲイン非課税国に移住するというケースは今後も生じるものと思われます。

¹⁸ 平成 27 年度税制改正により、相続税法 1 条の 3 及び 1 条の 4 には 2 項が追加されています。

¹⁹ なお、我が国の税法上の非居住者の居住地国が我が国との間で租税条約を締結している場合、居住地国課税がされ、我が国の課税権が及ばないことがあります。

²⁰ 国外転出時課税制度は、キャピタルロスも実現されたものとされるため、納税猶予の制度を利用しない方が合理的である場合もあります。また、国外転出時課税制度によりキャピタルロスを確認させた後に対象資産の譲渡をした場合、仮にキャピタルロスの確定後に対象資産の価額が上がっていても、国外財産や非居住者について譲渡所得の対象とならない国内財産については、国外転出後のキャピタルゲインに課税をする仕組みは存在していません。国外転出時課税制度の創設前でも、上場株式等の売却が容易な資産であればキャピタルロスの確定が可能でしたが、非上場株式等の売却が容易な資産については、国外転出時課税制度を利用することでキャピタルロスの確定が可能となったことも併せると、結果として日本に納める税額が、国外転出時課税制度の創設前よりも少なくなる場合も生じ得ます。

なお、国外転出時課税制度において、納税猶予期間を 10 年に延長する納税猶予制度の適用を受ける被相続人等が死亡した場合及び贈与をした場合には、相続税及び贈与税の納税義務者の範囲の確定に当たり、当該被相続人等は当該相続の開始前及び当該贈与前 5 年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していた者とみなされます(本改正後の相続税法 1 条の 3 第 2 項 1 号、1 条の 4 第 2 項 1 号)。そのため、10 年に延長された納税猶予制度の適用を受けつつ、被相続人等及び相続人等の双方が相続税や贈与税の課税制度がない国等に 5 年を超えて住所を有した上で、国外財産について相続又は贈与をしても、当該相続又は贈与については、相続税又は贈与税が課されることとなることには留意が必要です(相続税法 1 条の 3 第 2 号イ、1 条の 4 第 2 号イ、2 条 1 項、2 条の 2 第 1 項)。

(2) 国外転出時課税制度の課題

上記のとおり、国外転出時課税制度は、譲渡所得課税回避の防止等を図る上で有効な措置と考えられます。しかしながら、他方で、昨今のビジネスのボーダーレス化により、日本の企業経営者にとってもグローバル・ビジネスの展開は不可欠となっており、世界のどこの国に拠点を置くかという点は、企業のグローバル競争力の維持・発展に繋がる極めて重要な判断事項であるところ、同制度は、課税回避目的で海外に移住する者のみならず、純粋にビジネス上の理由で海外に移住する者にも同様に適用され得るという点で、やや広範に過ぎ、場合によっては企業競争力に影響を及ぼすことも懸念されます。国外転出時課税制度における納税猶予制度の利用が一つの緩和策になるものと思われませんが、今後運用を進めていく中で、納税猶予制度を利用する場合の担保提供の負担や手続負担等を含めて国外転出時課税制度に見直すべき点がないか注視していく必要があると考えられます。

以上



きたむら みちと
北村 導人

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士・公認会計士
m_kitamura@jurists.co.jp

2000 年弁護士登録。組織再編税制等の国内税務及び移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制等の国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに多数の税務争訟案件を手掛ける。



しばた ひでのり
柴田 英典

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士
hi_shibata@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。一般企業法務及び M&A 案件のほか、国内税務及び国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに税務争訟案件を手掛ける。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 107-6029
Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2015